

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部市民税課
件名	さいたま市個人住民税システム法改正対応改修業務(令和6年度課税分)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年10月13日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	77,281,996円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、現行のさいたま市税システムに改修を加えるものであり、現行システムの著作権を有している業者でしか改修業務の履行ができない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部市民税課
件名	さいたま市税システム改修業務(軽自動車税法改正・令和6・7・8年度軽課)
履行場所	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年12月22日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	3,663,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、現行のさいたま市税システムに改修を加えるものであり、現行システムの著作権を有している業者でしか改修業務の履行ができない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	令和6年度土地評価替え等に伴う税システム(固定資産税)改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年12月26日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	4,455,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、現行システムに対する改修業務であり、当該税システムの著作権を有する者以外では業務を遂行することが不可能であるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	登記データ連携システム導入に伴う家屋評価システム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年11月15日
契約の相手方名	NTT-ATエムタック株式会社
契約金額	2,640,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は「登記データ連携システム」の導入に伴い必要となる家屋評価システムに対する改修業務であり、当該家屋評価システムの内容を熟知し、かつ著作権を有するもの以外では業務を遂行することが不可能であるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	令和6年度家屋評価替補正率適用に伴う税システム(固定資産税)改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年11月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	1,243,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は現行税システムに対する改修業務であり、当該税システムの著作権を有する者以外では業務を遂行することが不可能であるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部固定資産税課
件名	償却資産申告書等封入封緘業務
履行場所	受託者作業場所 外
契約締結日	令和5年10月20日
契約の相手方名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,488,750円 封入封緘80円/件 引き抜き250円/件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は同封物納品後、短期間で区分分けされた封入封緘作業を行う必要がある。同様の封入封緘作業において実績のある当該事業者は、信頼性が高く、短期間での作業が見込めるため随意契約により契約を締結した。</p> <p>3者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	財政局税務部収納対策課
件名	さいたま市市税システム改修(消込振替一覧出力機能及び納付書印刷機能の追加)業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年12月28日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	3,476,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市市税システムに対する改修業務であり、現行運用中のシステムの改良及び機能追加を行うものである。</p> <p>本業務においては、基本パッケージ部分のソースコードを解析し必要な改修を施し、また既存システムと密接不可分なプログラムの追加を行うため、システム開発者である同社にしかなし得ない業務となり、その性質が競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするもの。</p> <p>富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部は、同社が著作権等を有する基本パッケージを改良し、さいたま市税システムを構築した業者であるため契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>